

専門医会に関する規則

(専門医会は廃止されているため廃止)

(趣旨)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、日本リハビリテーション医学会専門医会(以下、専門医会という)を組織し、その運営について定めるものである。

(目的)

第2条 専門医会は、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の資質向上を図り、関係する研究・研修活動に積極的に取り組み、リハビリテーション医学・医療の発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 専門医会は、次の事業を行う。

- (1) 専門医会学術集会の開催
- (2) 専門医の生涯教育
- (3) 研究・研修活動
- (4) 専門医会に関する広報
- (5) その他、専門医に係わる事項

(専門医会の会員)

第4条 専門医会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会の会員のうち、専門医の資格を有するものに限る。
- (2) 専門医の資格取得と同時に専門医会の会員となる。
- (3) 専門医の資格を失った時は、専門医会の会員としての資格も喪失する。

(組織)

第5条 専門医会は、次の役職を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 幹事 10名以内(但し、幹事長・副幹事長を含む)
- (4) 特別幹事 若干名
- (5) 特別委員 若干名

(幹事、特別幹事及び特別委員の選任)

第6条 幹事及び特別幹事は、専門医会総会において専門医会の会員の中より幹事候補者を選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 幹事及び特別幹事候補者選出の方法は別に定める。
- 3 幹事は、リハビリテーション医学会理事、監事を兼任できない。
- 4 特別委員は、専門医会幹事会が認めた場合、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5 幹事は互選で幹事長及び副幹事長を定める。但し、特別幹事及び特別委員は、幹事長・副幹事長の互選には加えない。

(幹事及び特別幹事並びに特別委員の職務)

第7条 幹事長は、専門医会の業務を総理し、専門医会を代表する。

- 2 幹事長が職務執行の支障があるとき、幹事長が指名した順序により、副幹事長がその職務を代行する。
- 3 幹事及び特別幹事は幹事会を組織して、本規則に基づき、専門医会総会で議決した方針に沿って必要な事業を執行する。
- 4 特別委員は、本条第3項に基づく事業の執行の補助を行う。

(幹事の任期)

第8条 幹事の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 連続して3期までとする。

(特別幹事の任期)

第9条 特別幹事の任期は2年で、再任は妨げない。

(特別委員の任期)

第10条 特別委員の任期は1年で、再任は妨げない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、年2回以上開催し、幹事の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席幹事の過半数をもって決する。
- 3 特別幹事及び特別委員は幹事会に出席できるが、議決に加わることはできない。
- 4 議事および専門医会総会の決定事項は理事会に報告する。
- 5 ワーキンググループを置くことができる。

(専門医会総会)

第12条 定例総会は、毎年1回、幹事長が招集する。

- 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、幹事長が召集する。
- 3 総会は、会員現在数の5分の1以上で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。但し、やむをえず欠席する場合は、委任状をもって出席とみなすことができる。

附 則

本規則は、平成22年3月13日より施行する。

平成26年6月4日より施行し、平成26年4月1日から適用する。

平成27年5月27日より施行する。

令和6年6月12日に廃止する。